

伊那中央行政組合職員服務規程

昭和 53 年 8 月 1 日

訓令第 1 号

改正	平成10年 4 月 1 日	訓令第 1 号	平成18年 3 月31日	訓令第 6 号
	平成14年 4 月 1 日	訓令第 1 号	平成18年 7 月 1 日	訓令第18号
	平成14年 8 月16日	訓令第 5 号	平成19年 3 月30日	訓令第 3 号
	平成15年 4 月 1 日	訓令第 8 号		

(趣旨)

第 1 条 伊那中央行政組合職員の服務については、法令その他特別の定めのある場合のほか、この訓令の定めるところによる。

(準用規定等)

第 2 条 職員の服務については、伊那市職員服務規程（平成18年伊那市訓令第25号）を準用し、同規程中の読替えは別表のとおりとする。

2 伊那中央病院勤務職員のうち、前項において準用する伊那市職員服務規程第 9 条第 3 項の規定に該当する職員の服務については、組合長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成10年 4 月 1 日訓令第 1 号）

平成10年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成14年 4 月 1 日訓令第 1 号）

平成14年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成14年 8 月16日訓令第 5 号）

平成14年12月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成15年 4 月 1 日訓令第 8 号）

平成15年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成18年 3 月31日訓令第 6 号）

平成18年 3 月31日から施行する。

前 文（抄）（平成18年 7 月 1 日訓令第18号）

平成18年 7 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成19年 3 月30日訓令第 3 号）

平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

伊那市職員服務規程	読み替え事項
市	組合
市長	組合長
副市長（統括）	助役
副市長	助役
総務部総務課長	庶務課長又は総務課長
課長	診療部長、課長、室長、 所長、科長又は看護師長
市役所	事務局、中央病院又は 衛生センター